

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年2月27日

議 会 運 営 委 員 会

速 報 版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時57分開会

- 工藤てつや委員長 皆さんおはようございます。
定刻前ではありますが、皆さんおそろいですので、議会運営委員会を開会いたします。

————— ◇ —————

- 工藤てつや委員長 まず初めに、記録署名員を指名いたします。
岡田委員、たがた委員、お願いいたします。

————— ◇ —————

- 工藤てつや委員長 次に、予算特別委員会委員の欠員に伴う新委員の選任についてを議題といたします。
- ただ太郎議長 別紙1ページのとおりでございます。
- 2月26日付で、鹿浜昭議員から予算特別委員会委員辞任願が提出され、委員会条例第12条の規定に基づき、同日付でこれを許可いたしました。
- つきましては、予算特別委員会委員が欠員となりますので、本日の本会議において、くじらい実議員を指名し、選任いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 工藤てつや委員長 御了承願います。

————— ◇ —————

- 工藤てつや委員長 次に、議事日程（第4号）についてを議題といたします。
- 区議会事務局 令和8年第1回足立区議会定例会議事日程（第4号）の案を説明いたします。
- 令和8年2月27日、午後1時開議分でございます。

開会后、区議会事務局長朗読の諸報告を受けていただきます。

次に、日程第1を単独議題とし、令和7年度一般会計補正予算1議案、総務委員会付託分を29番はたの昭彦議員の反対討論の後、起立採決により議決していただきます。

反対は共産党、れいわ新選組・市民派の会あだちです。

次に、日程第2から第4を一括議題とし、令和7年度各会計補正予算3議案、総務委員会付託分を簡易採決により議決していただきます。

次に、日程第5から第13までを一括議題とし、議案9件、総務委員会付託分を簡易採決により議決していただきます。

次に、日程第14を単独議題とし、議案1件、総務委員会付託分を3番野沢てつや議員の反対討論の後、起立採決により議決していただきます。

反対は、共産党、是々非々の会、れいわ新選組・市民派の会あだち、野沢てつや議員でございます。

次に、日程第15を単独議題とし、議案1件、総務委員会付託分を30番ぬかが和子議員の反対討論の後、起立採決により議決していただきます。

反対は共産党です。

次に、日程第16を単独議題とし、議案1件、区民委員会付託分を簡易採決により議決していただきます。

次に、日程第17を単独議題とし、議案1件、区民委員会付託分を起立採決により議決していただきます。

反対は、共産党、れいわ新選組・市民派の会あだちです。

次に、日程第18を単独議題とし、鹿浜昭議員の予算特別委員会委員の辞任に伴い、欠員となっている委員の選任について、委員会条例第6条第1項の規定により、くじらい実議員を議長より指

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

名させていただきます、簡易採決により議決していただきます。

以上でございます。

○工藤てつや委員長 御了承願います。

————— ◇ —————

○工藤てつや委員長 次に、次回の議会運営委員会の招集日についてを議題といたします。

こちらにつきましては、3月23日月曜日午前10時からとなりますので、よろしく願いいたします。

執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

————— ◇ —————

○工藤てつや委員長 次に、6、執行機関からの報告事項についてを議題といたします。

(1) 政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するアンケートの集計結果について、総務部長から説明をお願いいたします。

○総務部長 皆さんおはようございます。3ページをお開きください。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関するアンケートの集計結果について御報告を申し上げます。

さきに、議会で陳情が採択されたことによりまして、12月5日から12月26日までアンケートを実施いたしました。その結果でございますが、回答が約88.6%ということでございまして、具体的な回答結果は、4ページの方になります。

まず、職層の方は、御覧のとおりでございます。

足立区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがあるかという問2でございますが、「ある」が78名の67%でございました。また、

勧誘を受けた方の受けた時期でございますが、こちらは、問3の方の表のとおりでございます。

また、「勧誘を受けたことがある方のみお答えください」ということで、勧誘を受けたときの心理的な圧力を問4としてまとめておりますが、「感じた」という方がその中の40名の51%となっております。

また、自由意見を5ページの方におまとめさせていただいておりますけれども、一番多かったのが、「勧誘を断りたい」「購読をやめたいと思う」が言い出すことが困難である」という意見が非常に多かったという状況でございます。

これらを受けまして、方針として、7の方に記載をさせていただいております。

購読を解約しづらいという職員が一定数いることから、解約希望する者は総務部が取りまとめて解約の申込みをしたいと考えております。また、業務上の情報収集等で、政党機関紙を必要とする部署は、公費で購入するということを検討いたします。

また、(3)でございますが、ア、イの理由により、庁内の取締り規則の改定は行わないことといたします。

その理由でございます。

足立区の特定要求等への対応等に関する規定の中で、心理的圧力を伴う勧誘があった場合も対応ができるというふうを考えていること、それから、イの方で、庁内取締り規則の中では、勧誘活動は庁内取締り責任者の許可を受けてとなっておりますので、政党機関紙をあえて特別に記載する必要はないと考えることからでございます。

私からの報告は以上でございます。

○工藤てつや委員長 ただいまの説明を受けまして、何か質疑等ございますか。

○ぬかが和子委員 冒頭の報告のところ、議会で

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の陳情が採択されたことを受けて、アンケートを実施したというふうになっているのですけれども、議会での採択された陳情項目というのは、「足立区議会議員が許可申請をする場合には、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関する職員アンケートを実施し」となっているわけですよね。そういう点では、この陳情項目で言ったら、これは採択された項目ですけれども、つまりこの前提条件を満たして、アンケートを実施していない、つまり陳情項目に沿った対応ではなかったということだと思うのですが、どうでしょうか。

- 総務課長 陳情の採択を受けてというところは、今回アンケートを実施した目的の一つでございます。その上で、この今の目的に書いております、及び全国的にというような議論というのを含めて、その他ほかの要素も考えまして、採択された趣旨などを考えて、執行機関としてアンケート実施について、しようということでも考えてございます。
- ぬかが和子委員 だけれども、先ほどの報告では、陳情採択されたことを受けてという言い方しているわけですよ。つまり、陳情が採択されたから、採択項目に沿ってやったということではなくて、採択をされたことと今の答弁でいきますと、全国で議論になっているからだということよろしいのですか。
- 総務部長 採択を受けてということで私の方でお話をしましたけれども、この間の議論の中で、やはりアンケートをやってみなければ分からないのではないかなというような御意見をたくさん頂戴いたしました。そういうところでは、採択そのもの、陳情そのものではございますが、そうしたことを私どもは真摯に受け止めまして、アンケートをさせていただいたというところでございます。

陳情の趣旨を鑑みながら、また、皆様方の御議

論のところを見ながらということで、させていただいた結果というふうにとっていただければと思います。

- ぬかが和子委員 はっきりさせてほしい。陳情項目イコールでこのアンケートではないですよね。
- 総務部長 完全に一致しているものではございませんけれども、総体的には受けたものというふうを考えております。
- ぬかが和子委員 それから、全国的に区市町村内で云々かんぬんというのは、私たち本会議の討論でも申し上げましたけれども、全国的にこの反社会団体として問題になっている統一教会の構成員、事務局長の方は世界平和統一家庭連合の所属の方が全国に出しているという事実は認識していますか。
- 総務課長 そういったところで全国的に出されているという事実は認識しております。
- ぬかが和子委員 それから、そもそも職員アンケートによって、職員の人事権を持つ行政執行部が一般に人事の関心の強い幹部職員に対して、政党機関紙の購読の際の心的な状況まで回答させるというのが今回のアンケートなわけですよ。心的な状況を回答させる。これは正に、内心の自由を踏みこじることなのではないかと思いますが、どうでしょうか。
- 総務部長 今回のアンケートは、あくまでも任意で答えていただくようにしたものでございますので、答えなければ答えなくてもいい、そういった項目もスルーしてもいいというような状況で実施したものでございます。
- ぬかが和子委員 そうは言っても、最初言ったでしょう。だからこれが一般の郵送アンケートだったらいいですよ。だけれども、そうではなくて、職員の人事権を持つ行政執行部が実施することで、そのときの心的な状況まで回答させると

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ということは、本当に心理的な圧力を加えることに
ほかならないと思いませんか。

○総務部長 今回のアンケートを作成するに当たり、
私どもも非常に悩みましたけれども、このライン
が圧力を掛けない、私どもとしてもできる最高の
範囲かというふうに思って実施したところでござ
います。

○ぬかが和子委員 繰り返しになることはもう申し
ませんが、一般的には、政党機関紙の購読の有無
を尋ねること自体も心理的圧力が掛かる可能性が
高いというふうに言われているけれども、それ以
上に、購読の際の心的状況を回答させるというこ
とが内心の自由への侵害に当たるというふうに指
摘している方も多いのです。そこは、是非しっか
りと認識していただきたかったというふうに思い
ます。

最後になりますけれども、私たちの政党機関紙
「しんぶん赤旗」について言えば、当然この日本
外国特派員協会からも、報道の自由賞というのを
受賞していて、正に権力の監視の重要な役割を証
明するものだということで、この報道の自由賞と
いうのを受賞しているのですけれども、政党の支
持のいかにかわからず、赤旗でしか得ることが
できない真実もたくさんあるということも、私た
ちは、自分たちの政党機関紙については思ってお
ります。以上です。

○総務部長 それぞれのお考えがあつての政党機関
紙だと思います。決してそれを否定するものでは
なく、その購読の仕方について、問題があれば
改善をしていくというスタンスで対応させていた
だいたものでございますので、御理解のほどよろ
しくお願いいたします。

○伊藤のぶゆき委員 ちょっと何点か確認だけさせ
てください。

今ぬかが委員がおっしゃった陳情が区議会議員

から勧誘があつたということで本来はあつたはず
なのに、そこが違うのではないかという話なので
すけれども、ということは、このアンケートに答
えていて勧誘を受けたという方々、「ある」とい
う方々は、このアンケートでは、区議会議員が前
提ではなくて、庁舎内で上司及び部下なのか、議
員なのか分からないですけれども、勧誘を受けた
ことがあるか、ないかという、まず、この「ある」
という判断でいいですよ。

○総務課長 このアンケートの間2などに足立区議
会議員からか購読を受けたことがありますかとい
うような質問を入れておりますので、基本的には、
足立区議会議員から勧誘を受けたかという認識で
答えているものと思っております。

○伊藤のぶゆき委員 そうすると、この無記名でア
ンケートを取っているの、このナンバー1の勧
誘を断りたい、購読をやめたいけれども言い出す
ことが困難ということは、要はこの区議会議員の
方が集金に行っているということなのですか。

○総務部長 集金云々ということではございませ
んが、働き掛けがあつた政党機関紙の方からの誘
いを断りたいという、そういった主張と考えており
ます。

○伊藤のぶゆき委員 何か普通に考えてみれば政党
機関誌断りたいのだったら、そこに何か窓口があ
るのだったらそこに電話してやめればいいのか
と思うのですけれども。この言い出すことが困難
であるというのは、どういったことなのかと思っ
て。

○総務部長 やはり言い出しにくいという雰囲気
が、その方その方の感じ方はいろいろあるかと思
うのですが、言い出しにくいという考えがあるとい
うことでございます。

○伊藤のぶゆき委員 そうなってくると、今後の方
針なのですけれども、購読の解約はしづらいとい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

う職員が一定数いると。これは、アンケートを取れば分かるのですけれども、これはあくまでも無記名でやっているのではないですか。これをやめたいと言った場合に、誰が取りまとめて、でも結局やめる、やめないはばれるのではないですか。

要するに、無記名でアンケートしているけれども、窓口を作って、もし解約をしたい場合は一括で解約しますと。それが例えば執行機関がまとめたとして、やめた、やめないは、行く行く例えば集金に行かされている場合は、例えば窓口無記名で書いたのに窓口でやめたいと言って、みんなまとめて何人かやめるとしますよね。でも集金している方がそこに行ったときに、すみません、私もう申込みやめたんですと言ったら、ばれちゃうではないですか。これはどういうふうに対応するのですか。結局それというのは、心理的圧力というのは変わらないのではないかという。要は、政党機関紙が云々ではなくて、要するにこの心理的圧力を受けているか受けていないかという話の中で、やめるにしても、これがばれちゃうと結果心理的圧力を受けるということになるのではないですか。やめたことがばれちゃったら・・・言っていること分かりますか。

- 副区長 あくまでもこれは心理的なもので、1対1でやめることに対して、非常に抵抗があるけれども、やめたいという、みんなでそろえばというわけではないのですけれども、やはり一定数そろって、そういった形で対応すれば心理的不安も少し軽減できるのではないかというところでの配慮事項だと思います。
- 総務部長 ばれてしまうのではないかという、ばれるのが誰にばれるのかというところが伊藤委員おっしゃるところが集金員にばれるのかというところなのか・・・。
- 伊藤のぶゆき委員 これ、集金に来られていたら、

集金に来るではないですか。その集金している方にばれちゃうではないですか。そうすると結局窓口がこちらで無記名でやめたいとまとめても、集金の人が来ると思ったらやめられないのではないのかというのは、そのシステムがどうなっているか分からないから、はっきり分からないのですけれども。

- 総務部長 政党機関紙の購読に当たっては、個別に政党機関紙の発行側は押さえていらっしゃると思います。どなたが購読しているかというのを押さえています。ただ、私どもは、一部誰々さんが取っているというのは、ほとんど知りません。ですが、今回、一人ではちょっと言いにくいということでございますので、細かく言いますと、私や総務課長がもし集団で申入れを望むという方がいるのであれば、お申出をくださいというのを広く呼び掛けます。そこで、私たちも守秘義務がございますので、その範囲でまとめて言うのであれば私は申出をしたいというふうに、御意思を示された方の分をおまとめして、政党機関紙の発行元の方にお話をさせていただきます。とすれば、発行元の方は、誰が購読しているかというのは把握しているわけですから、そこで名簿の突き合わせをし、その後の集金などに訪れるということはないのではないかというふうに考えております。お答えになっておりますでしょうか。
- 伊藤のぶゆき委員 最後にします。それで心理的圧力が免れますかね。
- 総務部長 一人で申出をするというのが職員にとっては非常に心理的な申出しにくいという気持ちが非常に強いというのが複数の職員から聞いております。ですので、まとめることによって、その心理的な負担が軽減されるというところは、私としては確信しております。
- 高橋まゆみ議員 今のやり取りを聞いていて、ち

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

よっと本当に違和感があるのです。1団体というか機関紙に対して、確かに困っている方がいらっしゃるのは分かりますが、それを区側が取りまとめてやるというのがまず一つおかしいと思うのですね。これというのは、何かいじめではないのですけれども、一つの団体をターゲットにしているとしか思えなくて、それはちょっと違うかなと。

さきに言えば、何と言うのですかね。その人がやめられないということは、その人より地位が上だったりとか、あるいは議員だったり上司だったりというところだと思うのです。その人たちが今度庁内でやること、そういった業務と関係のないことを、お金を徴収するだとか勧誘するだとか、そういったものをやめさせればいいのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○総務課長 まず一つの党とかということは含めても、ちょっとこちらでは分かりませんが、あくまで今回購読、また、単独では解約しづらいという点からのものということで、このような形でやると。総務部、同じ管理職の方からこういった意見が多々このように出てはいるところでございますので、同じ管理職として、管理職の方の総務部というところが全庁のまとめの役係もありますので、それで総務部の方で進めていこうと考えているところでございます。

○工藤てつや委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○工藤てつや委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○工藤てつや委員長 次に、その他に移ります。

皆さんの方から何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○工藤てつや委員長 なしと認めます。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時17分閉会

速報版